



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆／編集人 堀内美智子
 〒520-0044
 大津市京町3-4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp
 URL <http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/>

次世代電子行政サービス基盤への対応

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

「数の削減から業務組織の構造改革」へ

「小さな政府」とする行政改革は、「役所の数を減らす」ことであり、「国の仕事と予算を減らし」、「スリム化」する行政機関再編成であった。その流れは「庁」から「省」へと昇格した防衛省、「庁」から解体・民営化される社会保険庁、さらに民営化された独立行政法人の見直しなど今も引き継がれている。

数年来、政府は「簡素で効率的な政府」実現のため、行政内部に視点を移し、組織管理手法である「エンタープライズ アーキテクチャ(以下E Aという。)」を採用し、「業務・システム最適化計画」(以下最適化という。)を策定した。その目的は業務・システムの「現状」から「将来のあるべき姿」に移行することで、効率のよい行政組織の運営を図るための構造改革として進められている。

この作業に関与した者として、習得したE A手法を日行連において行政書士制度の在り方や組織改革に応用し最適化を提案してきた立場から、ここでは政府の施策と行政書士制度との関連について述べてみたい。

官業の民営化・外注化と行政書士

E Aによる最適化の作業過程で「官業」をより効率化するための見直し策として「民間でできることは民間に」という市場競争原理を導入するため、いわゆる「公共サービス改革法」が施行された。このような官業の個別的・総合的外注化に対して、行政書士会は既に行政書士試験事務の受託、「補助金適正化法」に基づく補助金確定検査の補助業務受託等の受託実績を持っており、今後とも積極的な官業受注への取組が期待されている。

公益法人法三法と行政書士会

ところで官業の外注は、天下り外郭団体である公益法人の独占的随意契約であり、業務委託契約書すら無いことが明らかにされている。このような実態の改革に加え、官業の外注化により「民間が担う公益」の重要性が増大することを踏まえ、政府は、公益法人制度改革関連三法を施行した。すなわち公益法人の設立は主務官庁による認可手続を廃止することで、官業の受皿を拡大したのである。

以後、公益認定等委員会が公益認定を行い、公益性の有無によって公益社団法人及び公益財団法人と一般社団法人及び一般財団法人とに整理する。日行連も公益社団法人である。

行政書士の顧客が行政機関等に拡大することに対する組織的研究が必要であろう。

電子行政サービスプラットフォームと行政書士会

前述したE A事業は政府から地方自治体E A事業の展

開へと進められている。これまでは電子政府と電子自治体とに個別情報システムが構築されてきたが、このたび内閣府に「次世代電子行政サービス基盤構築検討プロジェクト」が設置され新たな展開を見せている。

国民や企業の行政手続のフロント窓口としての地方行政ポータルと、国民生活におけるライフイベントを電子化した民間ポータルをつなぐ「地域情報プラットフォーム」を構築し、そのバックオフィスとして電子政府が一体となった官民連携次世代行政サービス基盤(電子政府+電子自治体+民間)構築構想が進められている。

行政書士法の柔軟性

行政書士法は行政の変化に柔軟に対応できる制度である。すなわち行政書士の業務は法文上①官公署に対する行政手続、②民間における権利・義務・事実証明に関する手続等に分けられている。行政の民営化とは官公署が独立行政法人等のように民間機関となり民間手続化することである。

官民連携ポータルに行政手続と民間手続を併せ持つ民間ポータルが組み込まれ、電子政府と連携した官民連携地域情報プラットフォームを民間が運営するとなれば、システム構築の複雑化を避け、効率化するため、業務独占や代理申請について規制緩和要望が行われることは必至である。既に車庫証明の電子申請に必要な見取図・配置図の添付の省略化が業界団体によって要望されていることから予測できる。

行政書士等資格者の協働化

地方自治体の地域情報プラットフォーム事業は、様々な問題が山積しており、その実現は行政だけでは解決し得ないことは明らかである。地域情報プラットフォームでは個別的手続ごとに行政書士等資格者が従来のように縦割りに組み込まれれば、それぞれの資格制度も孤立するおそれが生じる。

その解決策として、行政書士等資格者による官民手続サービスポータルを共用化し統合化して連結すること、あわせて、行政紛争解決や行政評価・監査・検証機能を資格者が担う仕組みを組み込むことが、政策策定段階にあるこのときこそ喫緊の課題である。

さらに、ライフイベント中心のポータルサービスは行政区割の枠を越えたライフライン区へと広域化する。これは道州制への引き金でもあり、資格者団体の地域を単位とする組織構成も組み換えを余儀なくされるのである。

滋賀県行政書士会としては、このような動向を踏まえ、県予算編成への要望書に政策実現のための措置を盛り込み県民の理解を求めている。

[説明図等は当会HP参照のこと]